

徳富蘇峰館企画展示室貸出要綱（令和4年4月1日教委告示第5号）

《趣旨》

第1条 この要綱は、山中湖文学の森・徳富蘇峰館（以下「施設」という。）内にある企画展示室の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

《貸出内容》

第2条 貸出しを行うものは、次のとおりとする。

- (1) 施設内企画展示室
- (2) 壁面に物品等をつるすための専用のワイヤー
- (3) のぞきケース
- (4) その他山中湖村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるもの

《貸出条件》

第3条 企画展示室を貸し出す条件は、原則として次に定めるとおりとする。

- (1) 利用目的が地域文化の普及向上に寄与するものであり、公共性があること。
 - (2) 営利目的での利用ではないこと。
 - (3) 利用に際しては自主運営を原則とし、教育委員会及び施設等に金銭的又は人事的負担を求めないこと。
 - (4) その他、この要綱を遵守すること。
- 2 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、別に必要と認める条件を付することができる。

《貸出期間等》

第4条 貸出期間は、施設の休館日を含め、3か月以内とする。

- 2 貸出時間は、施設の開館時間内とする。
- 3 教育委員会が特に必要と認める場合には、前項の限りでない。
- 4 貸出しについては、施設、教育委員会及び山中湖村（以下「村」という）の使用を優先するものとする。

《貸出料金等》

第5条 貸出料金は、無料とする。

- 2 利用期間中は、貸出申込者を除く利用に対する施設来館者についても、山中湖文学の森・徳富蘇峰館設置及び管理条例(平成10年山中湖村条例第1号)第4条に規定する入館料の納付を求めるものとする。
- 3 前項の規定により納付された入館料は、全額施設の使用料として村に納付するものとする。

《貸出申請》

第6条 貸出しを希望する者は、企画展示室貸出申込書（第1号様式）に、任意の企画書等の利用目的や利用内容の分かる資料を添えて、教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、貸出しを認めたときは貸出申込者に対して、企画展示室貸出許可書（第2号様式）を交付するものとする。

3 教育委員会は、不許可の場合には、企画展示室貸出不許可書（第2号様式）に理由を添えてその旨を通知するものとする。

《損害賠償》

第7条 貸出しを受けた者は、故意又は重大な過失により企画展示室及び貸出物品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に該当する者は、損傷滅失届（第3号様式）を教育委員会に提出するものとする。

《貸出許可の取消し》

第8条 教育委員会は、第3条に規定する条件に該当しないと認められた場合及び貸出しを行うことがふさわしくないと判断した場合には、貸出許可を取り消すことができるものとする。

2 教育委員会は、貸出許可の取消しを行おうとする際には、あらかじめ許可を取り消す理由書を添えて貸出申込者に通知するものとする。

3 貸出申込者は、貸出許可を取り消された場合には、速やかに原状復帰に努めるものとする。

《免責》

第9条 利用に伴い生じた問題等については、貸出申込者が一切の責任を負うものとする。

《その他》

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。